〇菊池市補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則(以下「法令等」という。)に特別の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 補助金等 市が市以外のものに対して交付する補助金及び交付金をいう。
 - (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる市勢の発展、産業振興上の施策その他 公益上必要があると認められる事業又は活動をいう。
 - (3) 補助事業者 補助事業を行うものをいう。

(補助金等の交付基準)

- 第3条 補助金等は、補助事業者に対しその補助事業の実施に必要な経費について、予 算の範囲内で交付する。
- 2 補助金等のうち、市単独による補助金等の交付基準は、別表のとおりとする。 (関係者の責務)
- 第4条 補助事業者は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われているものである ことに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行 わなければならない。
- 2 課等の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行にあたっては、公正かつ効率的 に使用されるよう努めなければならない。

(交付の申請)

- 第5条 補助金等の交付の申請をしようとするものは、補助金等交付申請書(様式第1号の1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業に係る事業収支予算書(様式第1号の2)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及 び必要に応じて行う実態調査等により、その内容を審査し、当該申請に係る補助金等 を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金等の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をしたものに補助金等交付決定 通知書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、市長が通知することを要しないと認めた補助金等に係る事業については、この限りでない。

(計画等の変更等)

- 第8条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金等の交付の決定の内容又は これに付された条件に不服があるときは、補助事業等(取下げ・変更・中止)申請書(様 式第3号)により取下げを行うことができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の計画等の変更を行い、又は中止(廃止)しようとするときは、あらかじめ補助事業等(取下げ・変更・中止)申請書(様式第3号)により行わなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による承認をしたときは、補助金等交付決定変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(状況報告等)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に補助事業 の執行状況の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、30日以内に次に掲げる書類を市 長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績報告書(様式第5号の1)
 - (2) 事業収支決算書(様式第5号の2)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第11条 市長は、補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付)

第12条 補助事業者は、補助金等の額の確定の通知を受けたときは、補助金等(交付・概算交付)請求書(様式第7号)により請求し、交付を受けるものとする。

(前渡し)

- 第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業者が補助金等の交付の目的を達成 するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一 部を前渡し(概算払い)することができる。
- 2 補助金等の前渡し(概算払い)を受けようとする補助事業者は、補助金等(交付・概算交付)請求書(様式第7号)に前渡し(概算払い)を必要とする理由書を添えて、請求しなければならない。

(決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途に使用したとき、又はその他補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

- 第15条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、 補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期 限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその 額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるもの とする。

(帳簿の備付け)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整理し、これらの書類を実績報告書の提出日から起算して5年を経過する日まで保管し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(菊池市補助金交付規則の廃止)

2 菊池市補助金交付規則(平成17年規則第48号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、附則第2項に掲げる規則の規定に基づき、補助 金等の交付の決定をしたものについては、この規則の施行後も、なおその効力を有す る。

附 則(平成21年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助金等交付基準

交付基準	内容
交付の適否	補助金等の交付が客観的に見て公益上必要であること
	補助金等の交付に対して費用対効果が認められること
	補助対象事業の目的、内容等が社会・経済情勢に合致していること
	行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業又は活動であること
	補助金等の交付が規則又は交付要綱等に基いており、法令等に抵触しない
	こと
補助対象者	団体の存立及び運営を定めた規約等が定められ、役員構成が明らかである

	こと
	特定の政治、宗教、思想及び営利に偏っていないこと
	予算決算管理、事業計画及び事業報告が適切に行われていること
	会費を徴収するなど自主的な財源を確保していること
	個人の場合、市税等の滞納がないこと
補助対象外	交際費、慶弔費及び食糧費(飲食費及び懇親会費)
経費	慰労的な研修経費
	事業規模に対して社会通念上過大な商品代など
	他団体への迂回助成となっている経費
補助率	団体(事業費補助) 2分の1以内
	団体(運営費補助) 2分の1以内
	個人(事業費補助) 3分の1以内
備考	交付額は、補助対象経費に補助率を乗じ、予算の範囲内で算定するものと
	する。
	市長が特に認める場合又は補助率を定めて交付することが、その性格上な
	じまない補助金等については、市長が別に定める。

様式第1号の1 (第5条関係)

											年	=	月	日
菊池	市長		様											
			(申請者)		住	Ī	折:							
						名	7	东:						
						代表	表者。	名:						
		補	〕助	金	等	交	付	申	請	書				
補	助事業の名称													
Ī	事業実施地域													
羊 4	• 完了予定年月日		着	手	:		4	F	月	日				
有于	*元]] / 足平月 日		完	了	:		4	F	月	日				
	事業の内容													
	事業の効果													
	補助申請額		:	金					円					
補助事業に要する経費			子	算総	額	財源内訳(「			(円)					
				(支出)		市補	助金	2	自己資	資金		その他	
					円				円		円			円
	財源割合(%)			10	0.0%				%		%			%

- 添付書類 1 事業計画書
 - 2 事業収支予算書(様式第1号の2)
 - 3 その他市長が必要と認める書類

(担当課記入欄)

補助金等の名称				
補助金等の根拠要綱等				
		財源	内訳	
市補助金	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
円	円	円	円	円

年度事業収支予算書

事 業 名: 名 称: 代表者名:

【収入】				(単位:円)
区分	前年度予算額	本年度予算額	説	明
市補助金				
計				
【支出】				
				(単位:円)
区分	前年度予算額	本年度予算額	うち市補助金 充当額	説明
計				

- ※ 収入の市補助金額と支出の市補助金充当額の合計は一致します。
- ※ 市補助金の充当にあたっては、補助金等交付基準を遵守して下さい。

菊池市指令第 号年 月 日

(補助事業者)

住 所:名 称:

代表者名: 様

菊池市長

印

補 助 金 等 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、菊池市補助金等交付規 則第7条により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

補助金等の名称		
補助事業の名称		
交付決定額	金	円
補助事業の目的・内容		
交付条件	ない。 2 事 3 補場合 4 する。 5 4に 5 に 6 に 6 に 7 に 8 に 8 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9	か金等は、本補助事業の目的以外に使用しては で後30日以内に実績報告書を提出すること。 等の取下げ、補助事業等の変更又は中止をするいでは、市長の承認を受けること。 補助金等交付規則第14条のいずれかに該当 は、この決定の全部又は一部を取り消すことが の取り消した場合は、補助事業の当該取り消し 分に関して補助金等が交付されているときは、 のでその返還をさせるものとする。

年 月 日

菊池市長 様

(補助事業者) 住 所:

名 称: 代表者名:

補助事業(取下げ・変更・中止)申請書

年 月 日付け菊池市指令第 号で補助金の交付決定のあった事業 について、下記のとおり(取下げ・変更・中止)したいので、承認されたく菊池市補 助金等交付規則第8条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の名称					
変更後の着手・完了	着 手 :	年	月	日	
年月日	完了:	年	月	日	
変更後の事業内容					
変更前補助申請額		円	増		Ш
変更後補助申請額		円	減		円
事業費	予算総額		具	· 才源内訳(円)	
尹未貝	(支出)	市補助	金	自己資金	その他
当初	円		円	円	円
変更後	円		円	円	円
変更後の財源割合	100.0%		%	%	%

- 添付書類 1 変更等理由書
 - 2 変更後の事業計画書

(担当課記入欄)

補助金等の名称						
補助金等の根拠要綱等						
市補助金	財源内訳					
山柵切金	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源		
円	円	円	円	円		

菊池市指令第 号の2

年 月 日

(補助事業者)

住 所: 名 称:

代表者名: 様

菊池市長

印

補助金等交付決定変更通知書

年 月 日付け菊池市指令第 号で交付決定した補助金について、 菊池市補助金等交付規則第8条第3項により、下記のとおり変更したので通知しま す。

記

補助金等の名称		
補助事業の名称		
	変更の種類	取下げ・変更・中止
補品	既決定額	金 円
助 金	変更決定額	金 円
交付条件		 この補助金等は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 事業完了後30日以内に実績報告書を提出すること。 補助事業等の取下げ、補助事業等の変更又は廃止をする場合においては、市長の承認を受けること。 菊池市補助金等交付規則第14条のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 4により取り消した場合は、補助事業の当該取り消しに係る部分に関して補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第5号の1 (第10条関係)

1510-0	131 0 13 1 (3) 1 0 XI	300			
菊	池市長	様		年	月 日
	(*	i助事業者) 住 名 代表者	称:		
	;	浦助事業等実	績 報 告 書		
	補助事業の名称				
	補助事業完了年月日	完了日 :	年 月	日	
	事業の効果				
	補助交付決定額	金	円		
油 曲	金交付決定年月日 • 番号	決定日:	年 月	日	
邢功	亚文的		河池市指令第	号	
		決算額	具	才源内訳(円)	
補助事業に要する経費		(決算見込額)	市補助金	自己資金	その他
		円	円	円	円
	財源割合(%)	100.0%	%	%	%
	収入支出差引 (円)			円(次年	度繰越額)
	差引/市補助金(%)			%	

- 添付書類 1 補助事業に係る収支決算(決算見込)書 (様式第5号の2)
 - 2 その他必要と認める書類(領収書の写し、写真等)

(担当課記入欄)

補助金等の名称				
補助金等の根拠要綱等				
		財源	内訳	
市補助金	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
円	円	円	円	円

年度事業決算書

事 業 名: 名 称: 代表者名:

【収入】				
				(単位:円)
区分	予算額	決算額		説明
市補助金				
計				
【支出】				
				(単位:円)
区分	予算額	決算額	うち市補助金 充当額	説明
収入支出差引		円(次年)	度繰越金)	

- ※ 収入の市補助金額と支出の市補助金充当額の合計は一致します。
- ※ 市補助金の充当にあたっては、補助金等交付基準を遵守して下さい。

 第
 号

 年
 月

 日

(補助事業者)

住 所: 名 称:

代表者名: 様

菊池市長

印

補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する補助金について、菊池 市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金等の名称					
補助事業の名称					
補助金	交付決定額	金	円		
	交付確定額	金	円		
	交付済額	金	円	※前渡し分(概算払い)
備考		基づき、 2 菊池市	補助金等の請求 補助金等交付規	市補助金等交付:を行うこと。 を行うこと。 則第14条のい 全部又は一部をご	ずれかに該当

菊池	市長	様			年	月	日			
		(補助事業者)	住 所: 名 称: 代表者名:			É	印			
補 助 金 等 (交 付 · 概 算 交 付) 請 求 書										
年 月 日付け 第 号で補助金の交付(決定・確定)でた事業について、下記のとおり交付くださるよう請求します。										
記										
請求額 : 金 円										
補	助事業の名称									
補助金	交付決定額	金	円							
	交付確定額	金	円							
	既受領額	金	円							
	今回請求額	金	円							
	残額	金	円							
備考		支店等名称: 口座種類 : 口座番号 :								

様式第1号の1(第5条関係)

様式第1号の2(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条第3項関係)

様式第5号の1(第10条関係)

様式第5号の2(第5条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条、13条関係)